

台湾向け輸出果実の品質管理の強化を！

＜モモシクイガの防除と食害果の除去の徹底＞

台湾向け輸出果実については、モモシクイガの防除の徹底と、選果時における食害果の除去等品質管理の強化をお願いします。

- ◎ 台湾側の輸入検査でモモシクイガが発見された場合、1回目は当該都道府県、2回目で全国からのりんご、なし、もも、すもも等の輸出が禁止されます。
- ◎ 一人の生産者又は一つの産地の問題が、我が国の果実の輸出振興に深刻な影響を与えることになります。

影響

台湾側の輸入検査

もし「モモシクイガ」が発見されると…

1回目

当該都道府県からの全品目輸出禁止

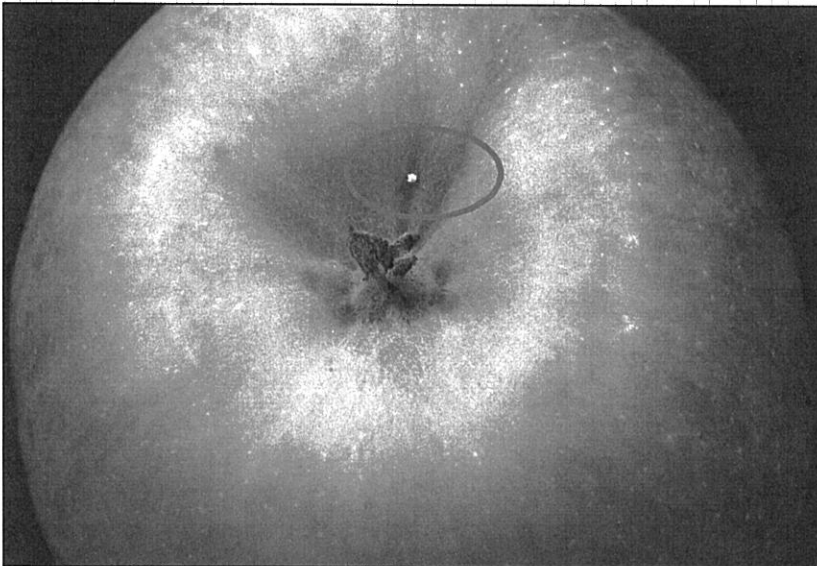
2回目

全国からの全品目輸出禁止

我が国の果実の輸出振興に深刻な影響

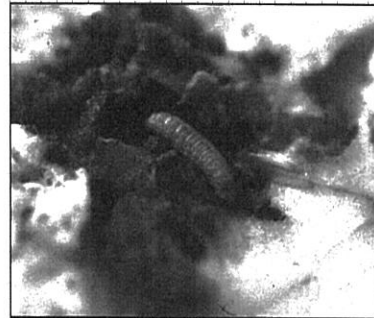
台湾向け果実輸出（平成25年）
数量ベースで約18,100トン
（果実輸出総量の68%）
金額ベースで約71億円
（果実輸出総額の69%）

食害果



（写真提供：青森県農林総合研究センターりんご試験場）

モモシクイガの幼虫！！



（写真提供：青森県農林総合研究センターりんご試験場）

○選果上の注意

- ・果実全体について丁寧に確認を行う。
- ・食害痕、変色、陥没、虫糞等が認められた果実は取り除く。

対策

①適期適切な病虫害防除の実施

我が国の輸出検査及び台湾の輸入検査において、モモシクイガ以外の害虫の発見が相次いでおり、モモシクイガ以外の害虫に対する対策も必要。発生予察に基づく産地一体となった防除の徹底。

②適切な選果の実施

生産者から選果場への集荷段階、選果場での選果段階、箱詰め段階等の各段階での更なる選果の徹底。虫糞は害虫存在の貴重な兆候であるため、エアージェットの使用は選果の最終段階に行うことが肝要。

③日本産モモシクイガ寄主生果実輸入検疫作業要領の遵守（裏面を参照）

防除及び選果の実施について、本要領に基づいて再チェックの実施。

④選果実地研修会への参加

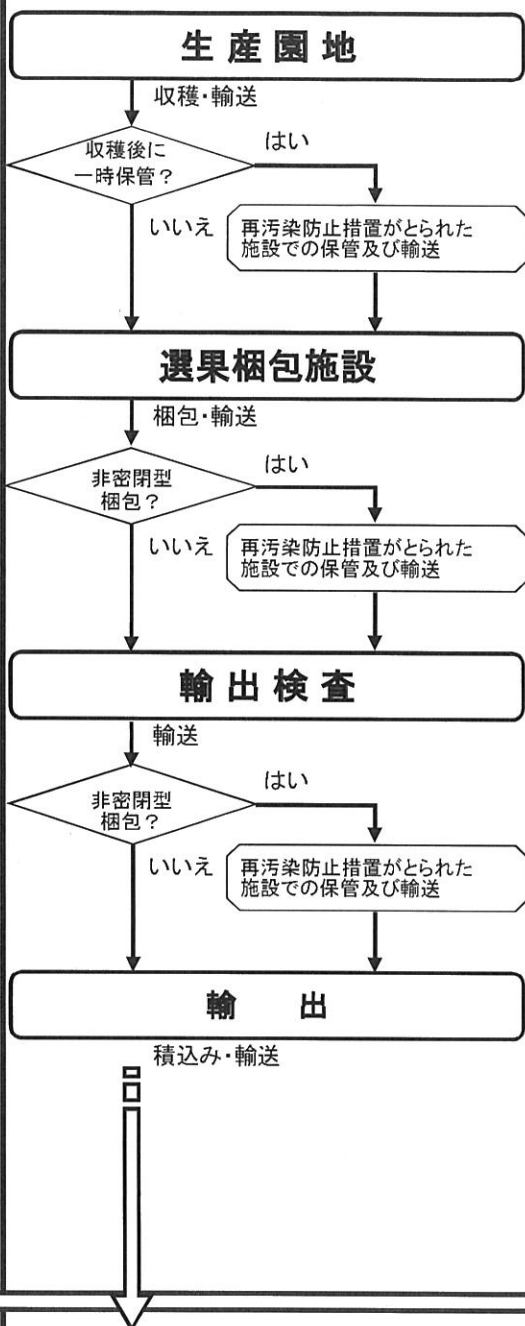
選果技術員の技術の向上を図るため、各県の試験研究機関、普及関係機関等で実施される選果実地研修会等への積極的参加。

⑤危機意識の保持

輸出を行っている産地関係者全員が常に品質管理についての危機意識を持ち続けることが重要。

台湾向け生果実検疫実施要領(概要)

日本側



1 生産園地の条件

- ・ 都道府県による園地の登録
(選果・梱包施設と同一の都道府県に所在するものに限る)
- ・ 防除暦に基づく防除の徹底
- ・ 病虫害防除所の発生予察情報に基づく適切な指導
- ・ 防除記録の作成・保管

・台湾側検査官による園地確認

* りんごについては7月に、台湾側検査官の派遣要請

2 選果梱包施設の条件

- ・ 植物防疫所による施設の確認・登録
(要件) 選果のための十分な照明及び選果施設
モモシクイガの再汚染防止措置の実施
- ・ 選果技術員の配置を一人以上配置すること
- ・ 施設の清掃の徹底
- ・ 施設内部の粘着式トラップの設置(4月1日～10月31日)
- ・ トラップ調査記録の保管
- ・ 要領に基づく梱包表示
(果実の名称・生産県・施設名の表示:の大きさ8cm以上)
- ・ 登録園地以外の生産物とのこん包作業は同時にしないこと

・台湾側検査官による施設確認

* りんごについては7月に、台湾側検査官の派遣要請

3 植物防疫所による輸出検査

- ・ 台湾向け生産物であることの確認
- ・ 種類別、品種別、選果梱包施設別に抽出検査
- ・ モモシクイガに関する追記を行った合格証明書の発給
- ・ 検査後、14日を経過して輸出される荷口の再検査

輸出検査不合格時の取扱い

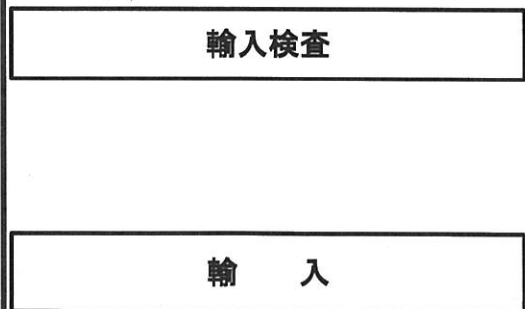
1 モモシクイガの場合

- ・ 当該荷口は不合格
- ・ 当該荷口を選果した施設は台湾向け選果梱包作業の停止
- ・ 梱包済み果実の輸出停止(証明書発給済みのものを除く)
- ・ 原因究明及び改善措置の実施後、選果梱包作業の再開
- ・ 台湾への情報提供

2 モモシクイガ以外の害虫の場合

- ・ 当該荷口のみ不合格

台湾側



輸入検査不合格時の取扱い

輸出年度(1月1日～12月31日)ごとに

1 モモシクイガ発見1回目

- ・ 不合格果実の返送又は廃棄
- ・ 当該生果実が生産された都道府県の全品目輸出停止
- ・ 原因究明及び改善措置の実施結果を台湾側へ報告
台湾側の許可により輸出再開
ただし、不合格荷口を生産した選果梱包施設及び
関連する生産園地については当該年度の輸出停止

2 モモシクイガ発見2回目

- ・ 不合格果実の返送又は廃棄
- ・ 全国の全品目輸出停止
- ・ 原因究明及び改善措置の実施結果を台湾側へ報告
台湾側の許可により輸出再開
ただし、不合格荷口を生産した選果梱包施設及び
関連する生産園地については当該年度の輸出停止

3 モモシクイガ以外の害虫の場合

- ・ 当該荷口の消毒・返送等

米国向けうんしゅうみかん

本文第 1 (目的及び定義)

- 第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係) : 米国 (米領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。) 向けに輸出するうんしゅうみかん (*Citrus unshiu* (*Citrus reticulata* var. *unshu* を含む。)) の生果実
- 第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係) : 本別紙においては、本文第 2 の 9、第 3 の 6、第 4 から第 6 まで、第 7 の 10、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12、第 13 並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。
- 第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)
- ア 高リスク有害動植物 : *Bactrocera tsuneonis* (ミカンバエ)
 - イ 中リスク有害動植物 : *Xanthomonas axonopodis* pv. *citri* (カンキツかいよう病)、*Eotetranychus asiaticus* (コウノアケハダニ)、*Eotetranychus kankitus* (ミヤケアケハダニ)、*Planococcus lilacinus* (タイワンコナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (フジコナカイガラムシ)、*Pseudococcus cryptus* (ミカンヒメコナカイガラムシ)、*Unaspis yanonensis* (ヤノネカイガラムシ)、*Toxoptera citricida* (ミカンクロアブラムシ) 及び *Diaphorina citri* (ミカンキジラミ)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

- 第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)
- ア 本州、四国及び九州 (福岡県、佐賀県、長崎県及び熊本県に限る。) の生産園地であること。
 - イ 防除暦等を踏まえ、有害動植物の防除が行われ、その記録が 2 年間保管されること。
 - ウ 申請の前年における、本文第 7 の栽培地検査及び本文第 15 の目視検査の結果、当該生産園地が所在する都道府県においてミカンバエが確認されていないこと。ミカンバエが確認された場合は、植物防疫官が第 24 のア及びイに準じて、トラップ調査及び生果実調査を実施し、当該都道府県にミカンバエが存在していないことが確認されること。
- 第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)
- ア 提出期日 : 毎年 4 月 30 日
 - イ 添付書類 : 不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：不要

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年8月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 果実の表面殺菌を実施する設備を有すること。

イ 選果、こん包及び保管を行う際、対象生果実をそれ以外の生果実と1m以上離すことが可能な施設であること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）

ア 提出期日：毎年9月30日

イ 添付書類：不要

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア トラップ調査

① 対象有害動植物：ミカンバエ

② トラップの種類：ガロントラップ

③ 誘引剤（交換頻度）：蛋白質加水分解物（2週間に1回）

④ 設置密度：4km²当たり1個

⑤ 実施時期及び回数：6月1日から10月31日まで、2週間に1回

- ⑥ 方法：登録生産園地及びその周辺にトラップを設置し、ミカンバエの捕獲の有無を確認するものとする。
- ⑦ その他：トラップの設置にかかる費用は生産園地の登録申請を行った者が負担するものとする。

イ 生果実調査

- ① 対象有害動植物：ミカンバエ
- ② 実施時期及び回数：9月1日から10月31日まで、2週間に1回
- ③ 方法：登録生産園地の園内の全域において、樹上の果実及び落下した果実を目視により検査し、ミカンバエの寄生が疑われる果実の切開調査を行うものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）：適用しない。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）：適用しない。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第9の2関係）

ア 有害動植物：ミカンバエ

イ 措置内容：ミカンバエが発見された登録生産園地が所在する都道府県内に存在する全ての登録生産園地の登録の取消し

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 第33の対象生果実の表面殺菌を実施すること。

イ 登録選果こん包施設内に対象生果実以外の生果実がある場合は、対象生果実の荷口と1m以上離して保管すること。

ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

① 米国向けの表示：For U. S. A

② 輸出可能な地域に係る表示：Grown in Japan: Prohibited entry into America Samoa, Northern Mariana Islands, Puerto Rico and US Virgin Islands

第30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第11の5関係）：適用しない。

本文第 12 (低温処理の実施) : 適用しない。

本文第 13 (くん蒸処理の実施) : 適用しない。

本文第 14 (消毒検査及び精密検査)

第 33 消毒の内容 (本文第 14 の 1 関係)

ア 植物防疫官又は登録検査機関の立会の要否 : 要

イ 消毒条件等 : 消毒実施者は、登録選果こん包施設において、次亜塩素酸ナトリウム溶液に対象生果実を 2 分間以上浸漬し、消毒記録書を生産者等に交付するものとする。なお、次亜塩素酸ナトリウム溶液は次の手順に従い作成するものとする。

- ① 浸漬槽から、次亜塩素酸ナトリウム溶液及びコントロール用の 100ppm の次亜塩素酸ナトリウム溶液 5ml を試験管等に別々にとり、それぞれに 36% の酢酸液 2ml 及び 0.2g ヨウ化カリウムを加え、ヨウ化カリウムが完全に溶解するまでかくはんする。
- ② ①のそれぞれの溶液に、1% のでん粉溶液に浸漬し、乾燥させて作成したリトマス紙を浸し、各溶液に浸したリトマス紙の色を比較する。
- ③ 次亜塩素酸ナトリウム溶液は、重量比で溶液量の 15 倍の果実を浸漬するごとに、200ppm 溶液作成時に使用した次亜塩素酸ナトリウム溶液原液量の 2 分の 1 を補給して、濃度を 200ppm 以上に保つ。
- ④ ②の検定は 1 日当たり、3 回程度以上を目安に行う。
- ⑤ 検定方法は、①及び②のほか、塩素濃度計や市販のリトマス紙による測定も可能とする。

第 34 精密検査の内容 (本文第 14 の 1 関係) : 適用しない。

第 35 消毒検査申請書又は精密検査申請書の添付書類 (本文第 14 の 1 関係)

ア 消毒検査申請書の添付書類

- ① 低温処理に係る消毒検査 : ー
- ② くん蒸処理に係る消毒検査 : ー
- ③ 第 33 の消毒に係る消毒検査 : 第 33 のイの消毒記録書

イ 精密検査申請書の添付書類 : ー

本文第 15 (目視検査)

第 36 目視検査申請書の添付書類 (本文第 15 の 1 関係)

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

ウ 第 33 の消毒に係る消毒検査報告書又はその写し (ただし、本文第 14 の 2 により、

消毒検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合は、第 33 のイの消毒記録書)

第 37 目視検査の内容 (本文第 15 の 9 の (4) 関係)

ア 検査荷口の単位: 積載船又は積載機ごと

イ 検査抽出数量: 検査荷口ごとに箱数の 3% (最低 2 箱) 以上

第 38 目視検査の本文以外の適合基準 (本文第 15 の 10 の (3) 関係): こん包の側面に第 29 のウの表示が記載されていること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容 (本文第 15 の 13 関係)

ア 有害動植物: ミカンバエ

イ 措置内容: 植物防疫官は、ミカンバエが確認された荷口の対象生果実を生産した登録生産園地が所在する都道府県の全ての登録生産園地で生産された対象生果実について、植物検疫証明書の発給を停止するとともに、当該都道府県内の全ての登録生産園地の登録を取り消し、当該都道府県にその旨通知するものとする。

本文第 16 (植物検疫証明書の交付)

第 40 輸出検査申請書の添付書類 (本文第 16 の 1 関係)

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し

ウ 消毒検査報告書の原本又はその写し (ただし、本文第 14 の 2 により、消毒検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、第 33 の消毒記録書又はその写し)

エ 目視検査報告書の原本又はその写し (ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請を本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行った場合は、この限りではない。)

第 41 植物検疫証明書の追記 (本文第 16 の 5 関係): 植物検疫証明書の消毒の欄に消毒に関する事項を記載し、かつ次の追記を行う。

This is further, to certify that the "Unshu oranges were packed and produced in accordance with the requirements authorized under 7CFR319.56-4.

本文第 17 (輸入国の検査官の査察要請等)

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容 (本文第 17 の 1 関係): 適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：
適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用
しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：米国における輸入検査において、検疫対象有害動植物が複数回発見された場合は、当該検疫有害動植物が発見された原因の特定及び適切な措置が講じられるまでの間、対象生果実の輸出は全て停止される。このため、米国植物防疫機関からその旨の通知を受けた時から米国向けうんしゅうみかんの輸出の再開が認められるまでの間、植物検疫証明書の交付を停止するものとする。

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度米国向けりんしゅうみかん）
Result of monitoring survey and fruits inspection for *Bactrocera tsuneonis*

登録検査機関検査員氏名 _____

補助員氏名 _____

植物防疫官氏名 _____

登録生産園地番号：

トラップ番号 Trap NO.	調査日 Date of Survey				
生果実調査 Fruits inspection					

（注）ミカンバエが発見された場合は○、発見されなかった場合は×を記載すること。

米国向けかき

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係): 米国 (グアム及び北マリアナ諸島を除く。) 向けに輸出するかき (*Diospyros kaki*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係): 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12 から第 14 まで、第 15 の 12 から 14 まで、第 17 の 1、2 及び 6 並びに第 20 の 2 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物: *Stathmopoda masinissa* (カキノヘタムシガ)、*Conogethes punctiferalis* (モモノゴマダラノメイガ)、*Homonopsis illotana* (ツヤスジハマキ)、*Lobesia aeolopa* (ホソバチビヒメハマキ)、*Crisicoccus matsumotoi* (マツモトコナカイガラムシ)、*Pseudococcus cryptus* (ミカンヒメコナカイガラムシ)、*Ponticulothrips diospyrosi* (カキクダアザミウマ)、*Thrips coloratus* (ビワハナアザミウマ)、*Scirtothrips dorsalis* (チャノキイロアザミウマ)、*Tenuipalpus zhizhilashviliae* (カキヒメハダニ)、*Adisciso kaki* (黒星落葉病)、*Colletotrichum horii* (炭疽病)、*Myxosporium kaki* (*Cryptosporiopsis kaki*)、*Mycosphaerella nawae* (円星落葉病)、*Pestalotia diospyri* (葉枯病)、*Pestalotiopsis acaciae* (葉枯病)、*Pestalotiopsis crassiuscula* (葉枯病)、*Phoma kakivora* (黒点病) 及び *Phoma loti* (枝枯病)

イ 中リスク有害動植物: 該当なし

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

ア 都道府県が第 3 に掲げる検疫対象有害動植物の防除を目的として定めた防除プログラム (以下「防除プログラム」という。) を踏まえ、病害虫防除所、果樹試験場等の助言・指導の下に、検疫対象有害動植物の防除及び栽培管理が行われること。

イ 管理者により、アの実施状況の記録 (以下「園地管理記録」という。) が作成され、2 年間保管されること。

ウ 生産地域の指定

第5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出（本文第2の3関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：指定生産地域における第4のアの防除プログラム

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年7月31日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）

ア 有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

イ 対象生果実以外の生果実がある場合は、対象生果実と隔離した状態で保管できること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：指定生産地域における第4のアの防除プログラム

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：6月から対象生果実の収穫が終了する前月まで

ウ 方法

- ① ほ場調査：毎月、指定生産地域のいずれかの登録生産園地について、検疫対象有害動植物の有無を目視により確認するものとする。なお、全ての登録生産園地に対し、少なくとも1回は当該調査を実施するものとする。

- ② 園地管理記録の確認：毎月、全ての園地管理記録を確認し、指定生産地域における防除プログラムによる防除の実施状況を確認するものとする。

エ 指導

- ① 補助員が検査を実施した場合は、検査を実施するごとに、検査成績表に記録し、植物防疫官に提出するものとする。植物防疫官は、当該検査成績表により、防除プログラムが適切に実施されていないことを確認した場合は、当該補助員を通じ、管理者に防除プログラムを適切に実施するよう指示するものとする。
- ② 登録検査機関が検査を実施した場合であって、防除プログラムが適切に実施されていないことを確認した場合は、管理者に防除プログラムを適切に実施するよう指示するものとする。

第 25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第 7 の 10 関係）

- ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物
- イ 実施時期：対象生果実の収穫前
- ウ 方法：植物防疫官又は登録検査機関は、指定生産地域ごとに登録生産園地数に応じて別表 1 に掲げる園地数を抽出し、検疫対象有害動植物の発生の有無を目視により確認するものとする。

本文第 8（栽培地検査報告書の交付）

第 26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第 8 の 1 の（4）関係）：適用しない。

第 27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第 8 の 2 の（2）関係）：適用しない。

本文第 9（栽培地検査結果による登録の取消し）

第 28 栽培地検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 9 の 2 関係）

- ア 有害動植物：高リスク有害動植物
- イ 措置内容：高リスク有害動植物が発見された登録生産園地の属する指定生産地域内にある全ての登録生産園地の登録の取消し

本文第 11（選果こん包の実施）

第 29 選果こん包等の内容（本文第 11 の 1 の（9）関係）

- ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中にも少なくとも 1 人、第 9 のアの登録選果技術員を配置するものとする。
- イ こん包に用いる容器は、密閉式の容器（通気孔をあける場合は、孔の直径が 1.6mm 以下のものに限る。）を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次の措置を行うこと。

① こん包又は束ねたこん包全体を網（網の目最大径は1.6mm以下）で覆うこと。

② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

ウ 植物防疫官又は補助員は、1年に1回以上、こん包に立ち会い、選果こん包作業が適切に実施されているか確認を行うこととする。

エ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

① 米国向けの表示：For U. S. A

② 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）

③ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

第30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第11の5関係）：適用しない。

本文第12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第15（目視検査）

第36 目視検査申請書の添付書類（本文第15の1関係）

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書又はその写し

ウ 選果こん包実施報告書の写し

第37 目視検査の内容（本文第15の9の（4）関係）

ア 検査荷口の単位：指定生産地域、登録選果こん包施設及び品種が同一である荷口を1つの検査荷口とする。

イ 検査抽出数量：別表2に掲げる表のとおり。

第38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第15の10の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第29のエの表示があること。

第39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第15の13関係）：適用しない。

本文第16（植物検疫証明書の交付）

第40 輸出検査申請書の添付書類（本文第16の1関係）

ア 米国政府が発行する輸入許可証の写し

イ 栽培地検査報告書の原本又はその写し

ウ 選果こん包実施報告書の写し

エ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的に行われた場合はこの限りではない。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：次の追記を行う。

The consignment was grown, packed, and inspected and found to be free of pests in accordance with the requirements authorized under 7 CFR 319.56-4.

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：適用しない。

別表 1 (第 25 関係)

生産地域ごとの検査生産園地数

申請園地数	検査 抽出園地数	申請園地数	検査 抽出園地数
1~19	全園地	58~60	37
20	19	61~65	38
21	20	66~69	39
22~23	21	70~74	40
24	22	75~80	41
25~26	23	81~87	42
27	24	88~94	43
28~29	25	95~102	44
30~31	26	103~112	45
32~33	27	113~123	46
34~35	28	124~137	47
36~37	29	138~153	48
38~39	30	154~172	49
40~42	31	173~196	50
43~44	32	197~228	51
45~47	33	229~270	52
48~50	34	271~329	53
51~53	35	330~400	54
54~57	36	400~	55

別表 2 (第 37 関係)

目視検査抽出数量

検査荷口の大きさ (個)		抽出量
311 個未満		全量
311 個以上	400 個未満	311 個以上
400 個以上	500 個未満	388 個以上
500 個以上	600 個未満	379 個以上
600 個以上	700 個未満	442 個以上
700 個以上	800 個未満	421 個以上
800 個以上	900 個未満	474 個以上
900 個以上	1,000 個未満	450 個以上
1,000 個以上	2,000 個未満	517 個以上
2,000 個以上	5,000 個未満	564 個以上
5,000 個以上	10,000 個未満	581 個以上
10,000 個以上	20,000 個未満	597 個以上
	20,000 個以上	600 個以上

米国向けなし

本文第 1 (目的及び定義)

第 1 対象生果実 (本文第 1 の 2 関係): 米国 (米領サモア、北マリアナ諸島、プエルトリコ及び米領バージン諸島を除く。) 向けに輸出するなし (*Pyrus pyrifolia*) の生果実

第 2 適用範囲 (本文第 1 の 3 関係): 本別紙においては、本文第 2 の 8 及び 9、第 3 の 5 及び 6、第 4 から第 6 まで、第 8 の 1 の (4) 及び 2 の (2)、第 9、第 10、第 11 の 5 及び 6、第 12 から第 14 まで、第 15 の 12 から 14 まで並びに第 17 の 1、2 及び 6 については、適用しない。

第 3 検疫対象有害動植物 (本文第 1 の 4 関係)

ア 高リスク有害動植物: 該当なし

イ 中リスク有害動植物: *Resseliella yagoi* (ナシシンクイタマバエ)、
Ceroplastes rubens (ルビーロウムシ)、*Ceroplastes japonicus* (カメノコロウムシ)、*Crisicoccus matsumotoi* (マツモトコナカイガラムシ)、*Planococcus kraunhiae* (フジコナカイガラムシ)、*Hoplocampa pyricola* (ナシミハバチ)、*Carposina sasakii* (syn. *nipponensis*) (モモシンクイガ)、*Conogethes punctiferalis* (モモノゴマダラノメイガ)、*Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ)、*Alternaria kikuchiana* (syn. *gaisen*) (黒斑病) 及び *Monilinia fructigena* (灰星病)

本文第 2 (生産園地・生産施設の登録)

第 4 生産園地の登録要件 (本文第 2 の 1 関係)

- ア 沖縄県、奄美群島、小笠原諸島及びトカラ列島以外の生産園地であること。
- イ なしの無袋果又は破袋果を確認した場合は、これらを速やかに除去すること。
- ウ 検疫対象有害動植物の防除が行われること。
- エ 米国向けのなしであることが識別できる標札を取り付けること。

第 5 生産園地・生産施設登録申請書等の植物防疫官への提出 (本文第 2 の 3 関係)

- ア 提出期日: 毎年 4 月 30 日又は栽培地検査を受けようとする 30 日前のいずれか早い日
- イ 添付書類: 不要

第6 登録生産園地・登録生産施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第2の8関係）：適用しない。

第7 登録生産園地・登録生産施設一覧表の輸入国への提出（本文第2の9関係）：適用しない。

本文第3（選果こん包施設の登録）

第8 選果こん包施設登録申請書の植物防疫官への提出（本文第3の2関係）

ア 提出期日：毎年4月30日

イ 添付書類：不要

第9 選果こん包施設の本文以外の登録要件（本文第3の3の（5）関係）：有害動植物の寄生果の識別及び選別、選果従事者への技術指導を行う選果技術員を配置し、当該選果技術員が、植物防疫官が実施する有害動植物の識別に関する技術研修を修了した者として登録を受けること。

第10 登録選果こん包施設一覧表の植物防疫課長への提出（本文第3の5関係）：適用しない。

第11 登録選果こん包施設一覧表の輸入国への提出（本文第3の6関係）：適用しない。

本文第4（保管施設の登録）：適用しない。

本文第5（低温処理施設の登録）：適用しない。

本文第6（くん蒸処理施設の登録）：適用しない。

本文第7（栽培地検査）

第23の2 栽培地検査申請書の植物防疫官への提出（本文第7の1関係）

ア 提出期日：毎年4月30日又は栽培地検査を受けようとする30日前のいずれか早い日

イ 添付書類：不要

第24 補助員又は登録検査機関の検査等（本文第7の8関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：袋かけ期直後

ウ 方法：ほ場内の栽培地検査申請書に記載のある全ての樹について、袋かけの状況及び検疫対象有害動植物の有無を目視により確認するものとする。

第25 植物防疫官又は登録検査機関の検査等（本文第7の10関係）

ア 対象有害動植物：検疫対象有害動植物

イ 実施時期：収穫期直前

ウ 方法：都道府県ごとに、地理的な状況又は生産者に応じ、同一の栽培管理が行われていると考えられる生産園地を3～6園地抽出し、園地ごとに別表に記載する抽出検査本数について、無袋果又は破袋果の有無及び検疫対象有害動植物の有

無を目視により確認するものとする。なお、園地の抽出にあたっては、申請の過去2年間に抽出されていない園地を優先するものとする。

本文第8（栽培地検査報告書の交付）

第26 栽培地検査の本文以外の適合要件（本文第8の1の（4）関係）：適用しない。

第27 栽培地検査報告書の備考欄の記載内容（本文第8の2の（2）関係）：適用しない。

本文第9（栽培地検査結果による登録の取消し）：適用しない。

本文第11（選果こん包の実施）

第29 選果こん包等の内容（本文第11の1の（9）関係）

ア 選果作業を行う場合は、作業に従事する者の中に少なくとも1人、第9のアの登録選果技術員を配置するものとする。

イ こん包に用いる容器は未使用のものを使用すること。原則として、密閉式の容器を使用するものとするが、非密閉式の容器を使用する場合は、次のいずれかの措置を行うこと。

- ① こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。
- ② 海港又は空港へ輸送する際は、密閉式輸送機器を用いること。

ウ 対象生果実のこん包の側面には、次の字句を表示すること。

- ① 米国向けの表示：For U. S. A.
- ② 登録生産園地・施設番号（Code of registered orchard）
- ③ 登録選果こん包施設番号（Code of registered packing facility）

第30 選果こん包時に確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第11の5関係）：適用しない。

本文第12（低温処理の実施）：適用しない。

本文第13（くん蒸処理の実施）：適用しない。

本文第14（消毒検査及び精密検査）：適用しない。

本文第15（目視検査）

第36 目視検査申請書の添付書類（本文第15の1関係）

ア 米国政府が発行する許可証の写し

イ 選果こん包実施報告書の写し（ただし、目視検査を登録選果こん包施設の選果ライン上で実施する場合は除く。）

ウ 栽培地検査報告書又はその写し

第 37 目視検査の内容（本文第 15 の 9 の（4）関係）

ア 検査荷口の単位

- ① 目視検査を登録選果こん包施設内の選果ライン上で実施する場合は、選果日ごとに、生産者が同一の対象生果実とする。
- ② ①以外の場合は、品種ごとに、同一の栽培管理が行われていると考えられる登録生産園地において生産された対象生果実とする。

イ 検査抽出数量：検査荷口ごとに 6%以上の生果実

第 38 目視検査の本文以外の適合基準（本文第 15 の 10 の（3）関係）：抽出したこん包の各側面に、第 29 のウの表示があること。

第 39 目視検査で確認された場合に特定の検疫措置が必要な有害動植物及びその措置内容（本文第 15 の 13 関係）：適用しない。

本文第 16（植物検疫証明書の交付）

第 40 輸出検査申請書の添付書類（本文第 16 の 1 関係）

- ア 米国政府が発行する許可証の写し
- イ 選果こん包実施報告書の写し（ただし、目視検査を登録選果こん包施設の選果ライン上で実施する場合は除く。）
- ウ 栽培地検査報告書又はその写し
- エ 目視検査報告書の原本又はその写し（ただし、本文第 15 の 2 により、目視検査の申請が本文第 16 の 1 の植物検疫証明書の交付の申請と一体的われる場合は除く。）

第 41 植物検疫証明書の追記（本文第 16 の 5 関係）：追記無し。

本文第 17（輸入国の検査官の査察要請等）

第 42 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい内容（本文第 17 の 1 関係）：適用しない。

第 43 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の植物防疫官への提出期限（本文第 17 の 2 関係）：適用しない。

第 44 輸入国植物防疫機関の検査官の招へい要請書の輸入国への提出期限（本文第 17 の 6 関係）：適用しない。

本文第 20（その他）

第 45 その他（本文第 20 の 2 関係）：輸出者は、植物検疫証明書発給後、対象生果実を速やかに輸出しない場合は、低温で保管できる施設で対象生果実とそれ以外の生果実を隔離した状態で保管するとともに、その旨を植物防疫所に報告するものとする。

なお、植物検疫証明書を発行してから 30 日以内に輸出されない場合は、植物検疫証明書の交付を取り消し、本文第 15 により目視検査を実施するものとする。

別表（第 25 関係）

抽出検査本数

区域内検査対象本数		抽出検査本数
64 本未満		全量
64 本以上	100 本未満	63 本以上
100 本以上	200 本未満	78 本以上
200 本以上	300 本未満	84 本以上
300 本以上	400 本未満	88 本以上
400 本以上	500 本未満	90 本以上
500 本以上	600 本未満	91 本以上
600 本以上	700 本未満	92 本以上
700 本以上	800 本未満	93 本以上
800 本以上	1,000 本未満	94 本以上
1000 本以上	2,000 本未満	96 本以上
2,000 本以上	3,500 本未満	97 本以上
3,500 本以上		98 本以上

別記様式（本文第7の8関係）

検査成績表（ 年度米国向けなし）

登録検査機関検査員氏名 _____
補助員氏名 _____
植物防疫官氏名 _____

生産圃地 番号	生産者 氏名	品種名	栽培 本数（本）	確認 月日	袋かけ状況 （注1）	病害虫発生状況 （注1）	備考

（注）本文第8の1の要件が満たされている場合は○、満たされていない場合は×を記載すること。